

いちき串木野市長崎鼻公園再整備事業に伴う
事前準備に関する実施要領（案）

1. 目的

いちき串木野市長崎鼻公園を、市内外からの交流拠点とするために再整備を行う。
なお、施設の整備については高齢者から子育て世代が集いにぎわいを創出する交流施設とし、新しい遊具の整備については子どもの運動発達及び、感覚・知覚器官の感受性を高めるとともに知的能力の発達を助け新鮮で面白く、かつ安全についても十分配慮されたものであること。また、吹上浜金峰山県立自然公園の一部であることから景観に配慮されたものであることを念頭に、広く事業者から提案を募る「公募型プロポーザル」を実施する。

2. 業務概要

- (1) 件名：いちき串木野市長崎鼻公園再整備事業
- (2) 発注方法：本事業は、提案を受けた上で設計業務、建設業務及びにぎわい施設の維持管理運営業務を一括して発注する。
- (3) 事業内容：
 - ① 遊具等の設計及び建設
 - ② 多目的広場（イベント広場）及び駐車場の設計及び整備
 - ③ にぎわい施設の設計、申請、建設及び工事監理
（屋内遊具、海水プール用更衣室及びシャワー）
 - ④ にぎわい施設の維持管理運営の提案（保守点検、施設運営等）
※維持管理運営期間は15年とする。
 - ⑤ 既存施設等の解体（ソフトボール場、売店・更衣室、浄化槽2棟は解体
トイレ、遊具は提案とする）
- (4) 期間（予定）：契約締結から令和8年4月30日（木）まで
- (5) 工事場所：鹿児島県いちき串木野市小瀬町37番、139番及び長崎町101番2の一部
（平面図参照）
- (6) 総価格：560,000,000円未満（消費税及び地方消費税を含む）
 - ①設計及び建設：500,000,000円未満（消費税及び地方消費税を含む）
 - ②既存施設解体費：60,000,000円未満（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 維持管理運営業務費：公園全体（各ゾーン）の維持管理運営費を提案すること。
※にぎわい施設については、収支案を提出すること。
- (8) 設置予定施設：ちびっこゾーン遊具（対象年齢3歳から6歳未満）
わんぱくゾーン遊具（対象年齢6歳から12歳未満）
にぎわい施設（休憩施設、屋内遊具、海水プール用更衣室及びシャワー）
ストレッチ用ベンチ・ブランコ2連・水飲み場・照明灯
- (9) 遊具仕様
 - ① 遊具は維持管理費及び更新費等のライフサイクルコストの低減について考慮すること。
 - ② 遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とする。（塩害対応）

- ③ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などの記載した案内板等を適切に配置すること。
- ④ 遊具の基準
 - ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針 改訂版（平成 26 年 6 月）」（国土交通省）
 - ・「遊具の安全に関する基準 改訂版（平成 26 年 6 月）」（社 日本公園施設業協会）に準拠すること。

(10) 要求事項

提案については、「いちき串木野市長崎鼻公園再整備事業 要求事項（案）」に従うこと。

3. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

都市公園の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとし、参加申込者は、申込手続きを代表して行う代表事業者（以下「統括事業者」という。）とする。

(1) 参加申込者の構成等

参加申込者の構成等は次のとおりとする。

- ① 統括事業者
- ② 設計企業（鹿児島県に本社を有する企業）
- ③ 建設企業（いちき串木野市に本社を有する企業）
- ④ にぎわい施設の維持管理運営企業
 - ・参加申込者は、本プロポーザルに参加するにあたり代表事業者、構成企業を示しいずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一社が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の企業で分担することは差し支えない。
 - ・参加申込者及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合、市の承認を得て変更することができる。
 - ・参加申込者及び構成企業が他の参加申込者と重複することはできない。

(2) 一般的資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 参加申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、提案書提案期限までの間、いちき串木野市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。
- ③ 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- ⑤ いちき串木野市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 11 号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- ⑥ 複合遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、補修部品交換等、国内での調達が可能でメンテナンスに迅速に対応できる業者であること。
※過去10年以内に、国又は地方公共団体が発注した工事において、事業費50,000千円以上の複合遊具等の設置を施行し、又は設計・施工した実績を有する者であること。
- ⑦ (一社)日本公園施設業協会のSP及びSPL認定製品を設置できるものであること。
※本プロポーザルの実施(提案書の作成及びプレゼンテーションの実施)に関しては、主として参加申込者が実施することを原則とするが、その際協力業者の参加を可能とする。

(3)各業務にあたる者の要件

応募者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

① 設計業務にあたる者(公園)

設計業務(公園)を行う者は、以下の示す要件について該当すること。

- ・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門又は都市計画及び地方計画部門)を行っていること。
- ・都市公園又は都市公園と類似した公園施設の設計業務の実績を有すること。

② 設計業務にあたる者(建築)

設計業務(建築)を行う者は、以下の示す要件について該当すること。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

③ 建設業務にあたる者(公園、建築)

建設業務(公園、建築)を行う者は、以下に示す要件について該当すること。

- ・令和5年度いちき串木野市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

④ 工事監理業務にあたる者(建築)

工事監理業務(建築)を行う者は、以下に示す要件について該当すること。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

⑤ 維持管理業務にあたる者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件について該当すること。ただし、各業務を行う者のうちの1者以上が下記の要件を満たすものとする。

- ・建築物の維持管理実績を有すること。
- ・都市公園又は都市公園と類似した公園や広場等における維持管理業務の実績があること。

⑥ 運営業務にあたる者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について該当すること。ただし、各業務を行う者のうちの1者以上が下記の要件を満たすものとする。

- ・提案する業務に必要な資格及び、実績等を有すること。

4. 参加申込

本プロポーザルの申込者は、参加申込書等を提出すること。

(1) 受付期間及び提出方法

- ① 受付期間：令和6年2月13日（火）から令和6年2月22日（木）（必着）
- ② 提出方法：持参 ※平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 提出先：鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地
いちき串木野市役所 都市建設課

(2) 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る。）
- ③ 同種の施工実績が確認できる施工実績調書
・契約書及び図面、工事概要が確認できる資料を添付すること。
※施工実績は統括代表者の実績が確認できるものとする。（3ha以上）
※参加資格の要件を満たしているか確認のため、追加で資料の提出を求める場合がある。
- ④ 商業登記簿謄本履歴全部事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- ⑤ 会社概要（様式は任意）
- ⑥ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税について滞納のない証明・発行後3ヶ月以内のもの。）
- ⑦ JPFA発行のSP表示認定証の写し
- ⑧ いちき串木野市暴力団排除条例に係る誓約書
※②、③、④、⑤は、統括事業者のみの提出とする。

(3) 参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書の送付

参加申込書を提出した者について、いちき串木野市都市建設課において参加資格について書類審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。なお、参加申込者の資格要件を満たしている者には、あわせて提案書提出要請書を送付する。

5. 質問等

本プロポーザルに関する質問は、質問書により提出すること。

(1) 参加申込、実施要領及び要求事項に関する質問の受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月26日（金）（必着）まで
※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先：いちき串木野市役所 都市建設課

(3) 提出方法

電子メールとする。（提出後は必ず受信確認電話をすること。）

TEL： 0996-21-5153

E-mail：tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp

(4)実施要領及び要求事項に関する質問への回答の公表

実施要領及び要求事項に関する質問については、令和6年2月9日（金）により通知する。

※ なお、質問書内容の公表又は非公表を必ず記入すること。

6. 提案書の提出

本プロポーザルの参加申込者は、提案書を作成し以下により提出すること。なお、提案数は1社につき1提案とする。

(1) 提出書類

① 提案書

② 提案内容の完成予想図（概要図）、ゾーニング図と平面計画及び配置計画図

完成予想図（概要図）には、テーマやコンセプト及び遊具や施設全体の説明を簡素に記載すること。

③ 工程計画表

④ 費用内訳書（提案価格）

※ 提案価格は、設計及び建設、既存施設等の解体のそれぞれを作成すること。

⑤ 維持管理運営は、公園全体（各ゾーン）の維持管理運営費を提案すること。

※ にぎわい施設については、収支案を提出すること。

⑥その他補足説明資料

※ サイズは、完成予想図（概要図）、ゾーニング図と平面計画及び配置計画図については A3 判、その他は A4 判とする。

(2) 提出部数

① 正本（会社名の記載あり）1部

・製本の必要はなく提出書類の①～⑤の順に並べて提出すること。

② 副本（会社名の記載なし）15部

・完成予想図（概要図）、ゾーニング図と平面計画及び配置計画図については A3 判で添付すること。

・製本の必要はなく提出書類の①～⑤の順に、ファイリングで提出すること。

③ 正本及び副本の電子データ（CD）1部（PDF形式）

(3) 受付期間

令和6年3月5日（火）～令和6年3月22日（金）（必着）

(4) 提出先

鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地

いちき串木野市役所 都市建設課

(5) 提出方法

持 参

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

7. 現地視察

現地視察が必要な場合は、都市建設課へ連絡すること。

電話：0996-21-5153

8. 提案書等に係るプレゼンテーションの実施

審査委員会において、参加申込者が作成し提出した提案書等についてプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については別途通知する。

9. 審査・選定方法

参加申込者が「16. 失格事項」に該当しない場合は、その参加申込者をプロポーザル提案者とし以下の方法で審査・選定する。

(1) 審査方法

審査委員会においてプロポーザル提案者がプレゼンテーションを行い、審査委員が「提案書評価基準」(別紙2)に基づき評価を行う。

(2) 審査委員会

プロポーザル提案者から業務請負候補者を選定するため最終審査は審査委員会が行う。

「提案書評価基準」(別紙2)に基づき算出した評価点が最も高い提案者を業務請負候補者とし、第2位を次点候補者とする。

なお、同点の場合は、費用内訳書(提案価格)の金額の低い提案者を、上位の業務請負候補者とする。

(3) 審査結果等の通知・発表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

【通知内容】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

(4) その他

審査の結果、発注者の要求事項を満たしていない場合等は、業務請負候補者の選定を行わないことがある。

10. 契約の締結

審査により業務請負候補者に選定された者について契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは次点候補者と契約締結の交渉を行うものとする。

1 1. 支払い条件

請負代金額の前払金を支払うことができる。(設計業務に係る額)

請負代金額の中間前払金を支払うことができる。(建設業務に係る額)

支払い条件等含め、公募型プロポーザルまでに決定する。

1 2. 事前準備に関する実施要領(案)、要求事項(案)の日程

No.	手 続 き	時 期
1	実施要領(案)及び要求事項(案)の公表	令和5年11月6日(月)
2	実施要領(案)及び要求事項(案)に関する質問及び意見の受付期間	令和5年11月6日(月)から 令和5年11月17日(金)まで
3	実施要領(案)及び要求事項(案)に関する質問への回答の公表	令和5年11月30日(木)

1 3. 公募型プロポーザルの日程(予定)

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

No.	手 続 き	時 期
4	実施要領及び要求事項の公表(公募開始)	令和6年1月9日(火)
5	実施要領及び要求事項に関する質問の受付期間	令和6年1月9日(火)から 令和6年1月26日(金)まで
6	実施要領及び要求事項に関する質問への回答の公表	令和6年2月9日(金)まで
7	参加申込及び参加資格の要件審査書類の受付期間	令和6年2月13日(火)から 令和6年2月22日(木)まで
8	参加資格確認結果通知書及び提案書提出要請書の送付	令和6年3月4日(月)
9	提案書の受付期間	令和6年3月5日(火)から 令和6年3月22日(金)まで
10	審査委員会(プレゼンテーション)	令和6年4月中旬
11	最終審査結果の通知・公表	令和6年4月下旬
12	基本協定の締結	令和6年5月下旬

14. プロポーザルに関する著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提案された提案書、並びに提案内容の完成予想図（概要図）の著作権は、それぞれプロポーザル提案者に帰属するものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属するものとする。

※ プロポーザル終了後に契約を締結し作成した図面等の書類については除く。

(2) 提出書類等

いちき串木野市役所都市建設課は、本プロポーザルに関する評価、選定及び公表においては、プロポーザル提案者の承諾を得ずに提案書、並びに提案内容の完成予想図（概要図）を無償で使用できる。

15. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とする。

16. 失格事項

参加申込者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (3) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (4) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (5) その他本要領に違反すると認められる場合

17. その他

- (1) 工事請負候補者の審査・選定を行うため、必要な範囲において、提出書類を複写して使用する。
- (2) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (3) 当該工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「16. 失格事項」に該当することになった場合は、当該工事請負候補者との契約を締結しない。

18. 問い合わせ先

〒899-2192

鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地

いちき串木野市役所 都市建設課 担当：

電話：0996-21-5153

FAX：0996-21-5192

E-mail：tokei2@city.ichikikushikino.lg.jp